規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年五月十三日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一二三―二七

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中コをエとし、ロからフまでをハからコまでとし、イの次に次のように加える。

ロ　成年後見制度利用促進委員会事務局

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○法務省告示第二百二十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月十三日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表株式会社エム・アール・ケーの項を削り、同表に次のように加える。

株式会社興和工業所	愛知県名古屋市瑞穂区二野町二番二十八号	めっき
マルナガロジスティクス株式会社	兵庫県神戸市中央区京町七十六番地の二	工業包装

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社ルチルスター	新潟県新潟市北区太夫浜新町二丁目十七番二号	防水施工
株式会社クリーン・ア・グリーン	長野県東筑摩郡山形村九百五十二番地一	耕種農業
株式会社エム・アール・ケー	静岡県袋井市東同笠千十五番地の二	鋳造
明興産業株式会社	愛知県知多郡東浦町大字緒川字西高岨三十三番地の七	工業包装
株式会社Ｆ＆Ｙ	大阪府茨木市山手台七丁目十六番二十七号	塗装
儀部建設工業	沖縄県名護市字宮里九百二十五番地三	型枠施工

告　示

○政治資金適正化委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年五月十三日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五〇三七	二八、四、一五	渡邉　光賢
五〇三八	二八、四、一五	二垣　幸広
五〇三九	二八、四、一五	阪田　剛史
五〇四〇	二八、四、一五	畠中　昇平
五〇四一	二八、四、一五	平鹿　雅之
五〇四二	二八、四、一五	齋藤　義典

○法務省告示第二百二十八号

千葉市花見川区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十八年五月十三日

法務大臣　岩城　光英

千葉県千葉市畑町二千八百二十番地　宍倉仁三郎

○法務省告示第二百三十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年七月十三日法務省告示第三百六十一号の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月十三日

法務大臣　岩城　光英

第二号中「平成二十五年七月十三日」を「平成二十八年七月十三日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年七月十三日から施行する。

○法務省告示第二百三十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月十三日

法務大臣　岩城　光英

第二号ハの表に次のように加える。

上村鉄筋建設株式会社	熊本県熊本市南区富合町釈迦堂七百八十番地	鉄筋施工

○厚生労働省告示第二百二十三号

平成二十一年厚生労働省告示第五百二十号（国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十一号（厚生年金保険法施行規則第三十五条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十二号（国民年金法施行規則等の一部を改正する省令附則第五条第二項に基づき受給者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十三号（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十八条第一項の規定に基づき厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）及び平成二十一年厚生労働省告示第五百二十四号（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第五十一条の二第五項の規定に基づき厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の受給権者がその日までに書類等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）において、受給権者（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二十八条の規定による遺族基礎年金の受給権者を除く。以下同じ。）又は受給者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日のうち、熊本県に平成二十八年四月十四日において住所を有する受給権者又は受給者であってその誕生日が四月一日から六月三十日までの間にある者が平成二十八年において届書等を提出すべき日は、これらの定めにかかわらず、平成二十八年七月三十一日とする。

平成二十八年五月十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久